

鳥取県緑化関連表彰等審査会 委員を募集します！

鳥取県緑化関連表彰等審査会委員の役割

鳥取県植樹祭のテーマ作品の被表彰作品の選考、鳥取県緑化功労者（美しいもりづくり功労者）知事表彰の被表彰者の選考、その他県の緑化に関する被表彰者の選考に関する事項を審査いただきます。

募集の内容

 **募集人数** 1名

 **委員の任期** 任命の日（令和4年1月下旬を予定）から2年

 **応募資格** 鳥取県内在住の方で次の全ての要件を満たすこと。

- ・森林・林業・緑化の推進に関心がある方
- ・令和4年1月1日時点で満18歳以上の方（未成年の場合、保護者等の同意があること）
- ・県内で平日に開催される審査会に出席できる方
- ・県の他の附属機関の委員に就任していない方
- ・鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）に規定する暴力団員等でない方
- ・県議会議員、県職員、市町村長、市町村議会議員でない方

応募方法

応募用紙に必要事項を記入の上、郵送、ファクシミリ、電子メール又は直接持参のいずれかの方法により提出してください。なお、応募に要する費用は応募者の負担とします。

※応募用紙の電子ファイル（Microsoft Word）は次のURLに掲載しています。

<https://www.pref.tottori.lg.jp/246357.htm>

 **募集期間** 令和3年12月22日（水）から令和4年1月14日（金）必着

応募書類提出先

鳥取県 農林水産部 森林・林業振興局 森林づくり推進課

住所〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地

ファクシミリ 0857-26-8192 電子メール moridukuri@pref.tottori.lg.jp

選考方法等

- ・応募書類を審査の上、応募資格を満たしている方の中から書類選考により委員を決定します。なお、必要に応じて面接審査を行うことがあります。
- ・選考結果については、応募者全員に郵送で通知します。
- ・提出された書類は委員の選考のみに使用します。なお、応募者への返却は行いません。
- ・応募が無い又は適任者が無い場合は、公募委員は任命しないことがあります。

その他

・審査会は原則公開で行うため、委員の会議での発言内容は全て公開されます。

・審査会に出席いただいた際は、県の規定に基づき報酬と交通費を支給します。

・審査会は、年に1回程度開催し、1回当たり2時間程度を要します。

近年は3月に鳥取市内の会場で開催していますが、第66回鳥取県植樹祭の延期に伴い、令和4年3月の審査会は開催しない予定です。

（任期中の審査会開催は令和5年3月の1回となる見込みです。）



【問合せ先】鳥取県 農林水産部 森林・林業振興局 森林づくり推進課

電話：0857-26-7335 ファクシミリ：0857-26-8192
電子メール：moridukuri@pref.tottori.lg.jp

鳥取県緑化関連表彰等審査会委員 応募用紙

(ふりがな) 氏名			生年月日	性別
自宅住所	〒			
連絡先	電話番号	(自宅)		(携帯電話)
	ファクシミリ			
	電子メール			
職業				
応募資格 (当てはまるごとに 確認し、チェック ボックスにチェックを 入れてください)	<input type="checkbox"/> 鳥取県内に在住である方 <input type="checkbox"/> 森林・林業・緑化の推進に関心を有する方 <input type="checkbox"/> 令和4年1月1日時点で満18歳以上である方（未成年の場合、保護者等の同意があること） <input type="checkbox"/> 県内で平日に開催される審査会に出席できる方 <input type="checkbox"/> 県の他の附属機関の委員に就任していない方 <input type="checkbox"/> 鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）に規定する暴力団員等でない方 <input type="checkbox"/> 県議会議員及び県職員並びに市町村長及び市町村議会議員でない方			
森林・林業・ 緑化に関する 活動や経歴など これまでの関わり				
応募理由 (表彰の審査の際 に心がけたいことも 含めて記載して ください)				

※提出された書類は委員の選考のみに使用します。また、返却しませんので御了承ください。